

## 審議会運営上の申し合わせ事項

### 1 審議会の公開及び傍聴時のルール

- (1) 録音・写真・ビデオカメラ等による撮影は原則不可とする。ただし、審議会の決定により許可した場合はこの限りでない。
- (2) 審議会の秩序を乱すなど議事を妨害した場合、会長は傍聴者に退席を命じることができる。

### 2 議事録(要旨)

- (1) 議事録を作成し、ホームページで公開する。
- (3) 議事録の発言者氏名は原則として記載する。

### 3 審議会開催方法

- (1) 審議会の開催にあたってやむを得ない理由により対面での議事が困難であると会長が認めるときは、書面またはオンライン等により審議会を開催できるものとする。
- (2) 書面により開催とする場合は、議事への可否表明、意見は、文書で行うことを原則とする。

中野区人権施策推進審議会の傍聴にあたって、以下の点について遵守願います。

### 中野区人権施策推進審議会傍聴規約

(目的)

第1条 この規約は、中野区人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)の傍聴について必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴者の定数)

第2条 傍聴者の定数は15人以内とする。ただし、会長が必要と認めたときは15人を超えることができる。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴しようとする者は、傍聴の申込みを行い、傍聴券の発行を受けなければならない。

2 傍聴券は、審議会開催日の当日1時間前から、傍聴の申込み順に発行するものとする。

(傍聴券)

第4条 傍聴券の発行を受けた者は、所定の事項を記入のうえ、会議室に入場の際に職員に提示し、退場の際には職員に返還しなければならない。

(撮影及び録音)

第5条 傍聴者は、撮影又は録音を行おうとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(傍聴者の退場)

第6条 会長は、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす者に退場を命ずることができる。

(関係職員の傍聴)

第7条 審議会の議事に関する職員の傍聴については、この手続を適用しない。

----- ✕切り取り線 -----

### 中野区人権施策推進審議会 傍聴券

傍聴者氏名		審議会開催日
住所(自治体名まで)	・中野区 ・中野区以外 (対象に丸印をつけてください)	2022年 9月 6日